

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

令和5年9月15日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 改正の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第10回締約国会議（令和4年6月開催）において、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質」を、新たに廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会において審議を行い、「ペルフルオロ（ヘキサンスルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）」を新たに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質※に指定することが適当とされたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「政令」という。）において、上記物質群を第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行うもの。

なお、PFHxS関連物質については、化審法での指定対象範囲について検討中であるため、今回の改正内容に含まない。

※第一種特定化学物質とは、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定されている物質。第一種特定化学物質に指定されると、原則、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、政令で指定されている第一種特定化学物質を使用した製品の輸入が禁止される。

2. 改正内容

（1）第一種特定化学物質の指定（政令第1条）

次の化学物質を第一種特定化学物質に追加指定する。

○PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩

（2）第一種特定化学物質が使用されている輸入禁止製品の指定（政令第7条）

第一種特定化学物質に追加指定するPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている次の製品を輸入禁止製品に追加指定する。

○はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地

○金属の加工に使用するエッチング剤

○半導体の製造に使用するエッチング剤

○メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤

○半導体の製造に使用する反射防止剤

○半導体用のレジスト

- はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤
- 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

(3) 第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、技術上の基準適合義務・表示義務を設ける製品の指定（政令原始附則第3項）

第一種特定化学物質に追加指定するPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を、技術上の基準適合義務・表示義務を設ける製品に追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

閣 議：令和5年11月中旬

施行期日：令和6年1月中旬（上記改正内容（1）について）

施行期日：令和6年5月中旬（上記改正内容（2）、（3）について）

（以上）